米子市法勝寺川水辺の楽校の利用について

米子市法勝寺川水辺の楽校運営協議会 米子市建設企画課

○水辺の楽校とは

法勝寺川水辺の楽校は安全に楽しく、法勝寺川の自然に触れることができる場所を目指して作られました。川や広場で遊びながら、自然や環境について学ぶことを目的とした場所です。

○利用にあたって

水辺の楽校や周辺を安全で快適に利用するためには、管理者(米子市、国土交通省)や協議会による維持管理だけではなく、利用者が一定のマナーを守って利用することが大切です。この「水辺の楽校の利用について」は水辺の楽校を利用する人々が、安全で快適に利用できる環境がいつまでも続くように利用のルールを定めたものです。

また、水辺の楽校内の看板には、利用に関する注意が書いてありますので、よく読んで利用してください。

◎基本的なルールを守りましょう

- ①水辺の楽校を利用する人は、公共の場であることを認識し、節度をもって行動しましょう。
- ②大人の人と一緒に遊びましょう。
- ③小さなお子さんと利用される場合は、保護者の方は十分気をつけてください。

◎芝生広場には車両は入れません

芝生広場には車、バイク、自転車などの車両の乗り入れはしないでください。芝生をいためる原因となります。

◎水に入るときは、ワンドの内側にしましょう

水に入るときは、ワンドより外側に出ないようにしましょう。 本流は水深が深く、流れが速いため危険です。

◎水辺を利用する時は、救命胴衣を着用しましょう

水辺で観察したり、遊んだりする場合には、救命胴衣を必ず着用しましょう。

救命胴衣は、尚徳公民館にて貸し出しています。

土曜日・日曜日・祝日に水辺を利用するときは、平日のうちに公民館で借りてください。

◎悪天候時は利用を控えましょう

水辺の楽校を利用する場合は、気象情報を確認してください。降雨、風(台風を含む)、雷、雪、地震(余震)に関する警報が発令されたときの利用は禁止です。近づかないようにしましょう。

また、雨上がりなど川が増水している時は、水辺に近づかないようにしましょう。

◎水辺の楽校内の生き物は貴重です

水辺の楽校内の生き物は大切にしましょう。

◎ゴミは必ず持ち帰りましょう

ゴミは捨てないで、必ず持ち帰りましょう。もちろん不法投棄も厳禁です。

◎キャンプや車中泊などの泊まる行為はできません

水辺の楽校内でのキャンプ泊や車中泊などの行為は禁止とします。

◎水辺の楽校内は火気の使用は厳禁です

- ①たき火や花火は禁止です。
- ②水辺の楽校内は全面禁煙です。
- ③地元が開催する伝統行事で火気を使用する場合は、所定の場所であれば許可いたします。

◎許可なく出店はできません

原則、水辺の楽校内では、営利を目的とした出店はできません。

◎利用時間を守りましょう

水辺の楽校の利用時間は、日の出から日没までです。

◎飼い犬などの散歩や運動は周囲に注意して行ってください

飼い犬などの散歩の際は綱や鎖などを使用しましょう。また、運動させる時は、周囲によく注意 してください。なおフンは持ち帰ってください。

◎飲酒時は川面への立ち入りを控えて下さい

飲酒時の川面やワンドへの立ち入りは大変危険ですので、お控えください。

◎申請窓□•問い合わせ等

- •各広場の半面以上の面積を占用する場合は、あらかじめ下記の窓口にて空き状況を確認していただき、利用日の2週間前までに事務局に申請してください。
- •散歩やジョギング、子どもが通常遊ぶ場合は申請の対象外とします。
- ・申請については別途定める使用(変更)許可申請書に記入の上、以下の窓口に提出してください。申請書については、各窓口、または市ホームページより取得してください。
 - ○米子市立尚徳中学校区にお住いの利用者: 尚徳公民館 0859-33-0110
- ○それ以外の地区にお住いの利用者:米子市建設企画課 0859-23-5253 詳しくは米子市建設企画課までお問い合わせください。

◎緊急時は関係機関に連絡して下さい

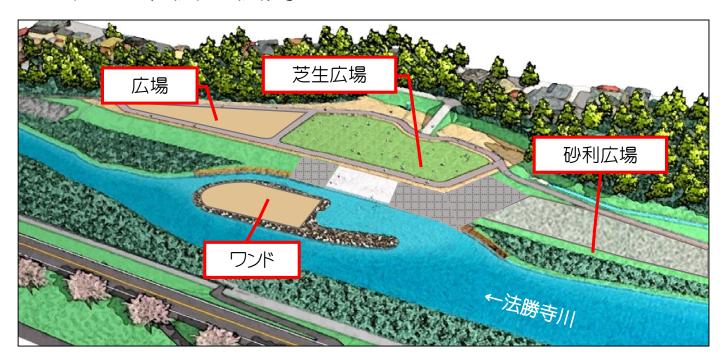
事故が発生したときや異常を発見したときは、関係機関に連絡してください。

【警察】110番(米子警察署 0859-33-0110)

【消防】119番(西部広域消防局)

【米子市】(建設企画課 0859-23-5253)

水辺の楽校 校内 MAP



水辺の楽校へのアクセス



所在地 : 米子市兼久地内

・ 新青木橋東側に入口があります。

入口、進入路は狭くなっております。注意してご通行ください。

・車、バイクは砂利広場より先には 進入できません。 砂利広場に駐車してください。